

事務連絡
平成25年4月5日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局経済課

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」について

後発医薬品の使用促進につきまして、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
す。

後発医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成19年に策定した「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に基づいて、平成24年度までに後発医薬品の数量シェア30%以上を目標に後発医薬品の普及を図ってきたところですが、達成されていない状況です。

また、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においても、「後発医薬品推進のロードマップを作成し、総合的な使用促進を図る」ことが盛り込まれたところであります。

このため、現在の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策として別添のとおり「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定しましたので、関係各位におかれては、ロードマップに基づいた取組を行っていただくよう、貴管下の会員各位への周知徹底及び御指導方、よろしく申し上げます。

【照会先】

医政局経済課

後発医薬品使用促進専門官 近藤

代表 03-5253-1111（内線4113）

直通 03-3595-2421